

普通徴収から特別徴収への変更届出書(兼事業所登録届出書)

中途就職・採用等により本人から特別徴収を希望する旨申し出があった場合は、この届出書を提出してください。確認後、市民税・県民税特別徴収額(変更)通知書を送付しますので、その月割額により徴収してください。

(大田原市では、毎月27日頃までの届出について、毎月8日頃に変更通知書を送付します。)

平成 年 月 日	給与支払者	特別徴収義務者	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	
			名 称		
大田原市長 様			所在地 (住所)	連 絡 先	氏 名
					電 話 () -

1 普通徴収から特別徴収へ変更する給与所得者

フリガナ		住 所	栃木県大田原市
氏 名			
生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	普通徴収納税通知書 の通知番号

2 普通徴収ですでに納付した期 期まで(納付無しの場合は0を記入)

※ 普通徴収の納期が過ぎている納期分は特別徴収に変更できません。

3 特別徴収ができる月 月分(月 日納期分)より可能

備 考	
-----	--